

掲示板

INFORMATION

おしらせ

台湾東部沖地震救援金の募金箱を設置

本市では、4月3日に発生した台湾東部沖地震の被災者を支援するため、救援金を受け付けています。市民の皆さまのご協力をお願いします。



【募金箱設置場所】▶市役所1階総合案内▶ふれあい健康館1階案内

【受付期間】6月21日(金)まで

詳細は市HPをご確認ください。
問にぎわい交流課(☎621-5232 ☎621-5457)、会計課(☎621-5358 ☎621-5357)

緊急通報装置の貸し出し

一人暮らしの高齢者・障害者の人を対象に、病気や事故などの緊急事態の発生を協力者に知らせる装置を貸し出しています。

なお、申請には協力者が2人必要です。※規定台数に達し次第受付終了。

対本市に住居登録している一人暮らしで①65歳以上の人または②総合等級1・2級の身体障害者手帳を持ち、所得税が非課税の人

申▶①令和7年1月31日(金)までに高齢介護課(☎621-5176 ☎624-0961)へ▶②5月31日(金)までに障害福祉課(☎621-5177 ☎621-5300)へ

瓦屋根の耐風診断と耐風改修工事を支援

瓦ぶきの住宅について、強風に備えた瓦屋根の耐風診断および耐風改修工事に必要な費用の一部を補助します。※予定件数に達し次第受付終了。

◆耐風診断

【補助金額】診断費用の3分の2(最大2万1,000円/棟)
【件数】10件(先着)

◆耐風改修工事

【補助金額】改修工事費用の23%
(最大55万2,000円/棟)
【件数】7件(先着)

なお、工事は瓦屋根全体の改修が対象です。屋根の一部の修理は補助対象となりませんので、ご注意ください。

申し込み方法など、詳細は市HPをご確認ください。



問建築指導課(☎621-5272 ☎621-5273)

交通遺児就学激励金

交通事故で保護者を失った児童および生徒に対し、義務教育修了まで激励金を支給しています。



なお、前年度受給者も申請が必要です。在学の学校へご連絡ください。

問各小・中学校、市民生活相談課(☎621-5130 ☎621-5128)

資源物の集団回収をご利用ください

本市では、資源物の集団回収を推進しています。



古紙類・缶類・古着・廃食用油などの資源物は、町内会やPTA、婦人会などの団体が行っている集団回収を積極的にご利用いただき、資源の有効活用にご協力ください。

また、新たな回収団体の登録を随時受け付けていますので、ご希望の場合は環境政策課までお問い合わせください。

問環境政策課(☎621-5202 ☎621-5210)

エシカル消費してみませんか

エシカル消費とは、人や社会、環境などに配慮した商品・サービスを選択することで、社会問題や環境問題の解決につながる消費行動のことです。

5月は消費者月間です。期間中、徳島市ではエシカル消費の啓発を行っています。エコ商品の購入などを生活に取り入れ、エシカル消費を始めてみませんか。

問市民生活相談課(☎621-5145 ☎621-5128)

ファミリーサポートセンターをご利用ください

同センターでは、子どものお世話をしてもらいたい人(依頼会員)とお世話をできる人(提供会員)の橋渡しを行っています。※事前に会員登録が必要です。

対▶依頼会員=0歳~小学校6年生までの子どもの子育ての応援を受けたい人▶提供会員=子どもが好きで、子育ての応援ができる人(会員講習会の受講が必要)

◆出張説明登録会※要予約。

日5月9日(木)13:00~15:00
場ふれあい健康館1階親子ふれあいプラザ

場ふれあい健康館1階親子ふれあいプラザ
申電話で同センターへ
問徳島ファミリー・サポート・センター(☎611-1551 ☎611-3323)



離職者向け職業訓練

ポリテクセンター徳島では、再就職を希望される求職者などを対象に職業訓練を開講しています。

現在7月開講コースの受講生を6月3日(月)まで募集しています。

詳細はお問い合わせください。
問ポリテクセンター徳島(☎654-5102)



中小企業向け無料経営相談

◆徳島県よろず支援拠点コーディネーターによる経営相談

経営課題の解決に向けた相談を受け付けします。※参加無料。

日5月11日(土)・18日(土) 各日10:15~17:00
場産業支援交流センター

09(アミコビル9階)
問経済政策課(☎621-5225 ☎621-5196)



あわ~ず徳島に加入しませんか

あわ~ず徳島(徳島勤労者福祉サービスセンター)は、中小企業が従業員の福利厚生を充実できるように支援している会員制の組織です。

加入方法など、詳しくはお問い合わせください。

問あわ~ず徳島(☎611-3322 ☎611-3323)



5月3日は憲法記念日

憲法記念日は「日本国憲法が施行された日」を記念するものです。

本市では、この日本国憲法の「平和主義・基本的人権の尊重・国民主権」の理念に基づき、昭和60年6月に「徳島市非核平和都市宣言」が市議会で決議されました。

これからも、この理念をもとに平和で自由な暮らしを守り続けていきたいと思います。

問総務課(☎621-5017 ☎654-2116)

休日窓口を開設

利用可能な手続きは住民異動届、住民票の写し・戸籍謄抄本の交付、印鑑登録など。

日5月12日(日)・26日(日) 各日8:30~12:00
場市役所1階

問市民生活相談課(☎621-5130 ☎621-5128)



障害者などの軽自動車税種別割の減免申請を受け付け

4月1日時点で障害者手帳の交付を受けている人で、一定の要件を満たす場合は、軽自動車税(種別割)の減免ができます。※障害のある人1人につき1台のみ。お持ちの障害者手帳の区分・等級により減免できない場合があります。

なお、すでに減免を受けている場合は継続申請の必要はありませんが、車両を主に駐車している場所を市外から市内へ変更した場合や、車両を乗り換えた場合は再度申請が必要ですので、ご注意ください。

また、公益のために使用する車両や、車いすの昇降装置などを備えた車両も減免になる場合があります。

申5月31日(金)までに▶納入前の納税通知書▶障害者手帳(交付日が令和6年4月1日以前のもの)▶運転者の運転免許証▶自動車検査証▶印鑑▶納税義務者のマイナンバーを確認できるもの——を持って直接、市役所2階市民税課へ。

郵送での申請を希望する人には必要書類を送付しますので、同課までお問い合わせください。

詳細は市HPをご確認いただくか、お問い合わせください。

問市民税課(☎621-5067 ☎621-5456)

【対象となる軽自動車】

運転者	納税義務者	用途
本人	本人	制限無し
同居者※1	本人 同居者(ただし、本人が▶18歳未満▶療育手帳▶通所(週末帰省送迎を含む)▶生業——のいずれかに限る)	もっぱら本人のために、▶通院・通学など※3▶通所(週末帰省送迎を含む)▶生業——のいずれかの用途で使用する場合に限る。
介護者※2	本人	

※1 本人と生計を同一にして同居している人。
※2 障害者のみで構成される世帯で、本人のために日常的に継続して運転する人。
※3 週1回以上(月4回以上)の使用実態があり、その証明書が必要。

